

障 企 第 1339 号

令和 2 年 6 月 24 日

公益社団法人 大阪府理学療法士会 会長 様

大阪府福祉部障がい福祉室長

令和 2 年度「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」の実施について（依頼）

日ごろは、大阪府の障がい福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本府では、内閣府と共催で、障がい者に対する府民の理解を図るため、標記事業として「心の輪を広げる体験作文(電子メールでの応募可)」と「障がい者週間のポスター(小中学生対象)」を別添要領により募集します。

つきましては、別添募集チラシの配布や御団体広報媒体への掲載等により、日頃、障がい者(児)の生活支援等に真摯に取り組まれている理学療法士の皆様への募集の周知をお願いしますとともに、応募につきましても特段のご配慮をいただきますよう、よろしく申し上げます。

【連絡先】

福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利擁護グループ

担当：中崎・小林

電 話：06-6941-0351(内線2481) 06-6944-2362(直通)

ファクシミリ：06-6942-7215

令和2年度大阪府「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」実施要領

1 趣 旨

障がい者に対する府民の理解の促進を図るため、府民を対象に「心の輪を広げる体験作文」及び「障がい者週間のポスター」を公募する。

2 主催者

大阪府、内閣府

3 募集テーマ

(1) 心の輪を広げる体験作文

出会い、ふれあい、心の輪 ―障がいのある人となない人との心のふれあい体験を広げよう―

(2) 障がい者週間のポスター

障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

4 応募資格

(1) 心の輪を広げる体験作文

小学生以上で、大阪市及び堺市を除く大阪府内に居住している方。

(大阪市、堺市に居住している方は、別途、各市より市民に対し公募)

(2) 障がい者週間のポスター

小学生及び中学生で、大阪市及び堺市を除く大阪府内に居住している方。

(大阪市、堺市に居住している方は、別途、各市より市民に対し公募)

【ご注意ください】 大阪市、堺市にお住まいの方はそれぞれの市へご応募ください。
他府県にお住まいの方もそれぞれの府県へご応募ください。
※児童生徒の方で、居住地と学校の所在地が異なる場合はどちらでも構いません。

5 募集方法

(1) 心の輪を広げる体験作文

ア 作文の題及び内容

作文の題は自由。内容は、障がいのある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。
なお、応募作品は、未発表のもの1編に限る。

イ 募集の区分

募集は、小学生部門、中学生部門、高校生部門及び一般部門の4部門に区分して行う。

ウ 制限字数等

小学生部門及び中学生部門については、400字詰め原稿用紙2～4枚とし、高校生部門及び一般部門については、400字詰め原稿用紙4～6枚とする。また、用紙は、原則として400字詰め原稿用紙(B4判縦書き)を使用する。なお、点字や電子メールでの応募も可とする。

エ 応募方法

a 個人で応募される場合

原稿用紙(1枚目)の裏面(右下部分)に、下記の必要事項を記入すること。(別添1参照)

- ①題、②氏名(ふりがな)、③作者の住所と電話番号、④年齢、⑤職業又は学校名及び学年、⑥性別、⑦障がいの有無

※なお、電子メールでの応募の場合は、上記の①～⑦の必要事項をメールに記入すること。

b 学校・団体等でとりまとめて一括応募される場合

原稿用紙(1枚目)の裏面(右下部分)に、①題、②氏名(ふりがな)、③学年、④作者の住所、⑤性別、⑥障がいの有無を記入し、かつ、とりまとめる学校(学級単位)・団体等において応募作文一覧表を作成のうえ添付すること。(別添2参照)

オ 募集期間

令和2年7月1日(水)から令和2年9月4日(金) ※必着

※持参の場合、月曜日から金曜日(祝日を除く)の9時30分から17時30分まで受付を行っています

(2) 障がい者週間のポスター

ア ポスターの題及び内容

ポスターの題は自由。内容は、障がい者に対する理解促進等に資するものとし、障がいのある人となない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。また、標語それに類する文字は入れないものと

する。なお、応募作品は、未発表のもの1点に限る。

イ 募集の区分

募集は、小学生部門及び中学生部門の2部門に区分して行う。

ウ 規格、画材等

画用紙B3判（横364mm×縦515mm）又は四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判又は四つ切りサイズの大きさの台紙に貼付する。彩色及び画材は自由とする。なお、作品は縦位置（縦長）のみとし、絶対に折り曲げないこと。

エ 応募方法

a 個人で応募される場合

ポスターの裏面（右下部分）に、下記の必要事項を記入すること。（別添3参照）

①題、②氏名（ふりがな）、③作者の住所と電話番号、④年齢、⑤学校名及び学年、⑥性別、⑦障がいの有無

b 学校（学級単位）・団体等でとりまとめて一括応募される場合

ポスターの裏面（右下部分）に、①題、②氏名（ふりがな）、③学年、④作者の住所、⑤性別、⑥障がいの有無を記入し、かつ、とりまとめる学校・団体等において応募ポスター一覧表を作成のうえ添付すること。（別添4参照）

オ 募集期間

令和2年7月1日（水）から令和2年9月4日（金）※必着

※持参の場合、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時30分から17時30分まで受付を行っています

6 選定及び表彰等

(1) 大阪府の選定及び表彰

応募作品を大阪府に設ける審査委員会で審査する。

心の輪を広げる体験作文については、4部門ごとにそれぞれ最優秀賞1編、優秀賞2編以内及び佳作3編以内を選定する。障がい者週間のポスターについては、2部門ごとにそれぞれ最優秀賞1点、優秀賞2点以内及び佳作3点以内を選定する。

入賞者に対し、賞状及び副賞を贈呈する。また、最優秀作品は、大阪府推薦作品として内閣府政策統括官（共生社会政策担当）へ送付する。ただし、より多くの者に機会を設ける趣旨から内閣府で1度受賞された方に関しては、推薦しないこととする。

(2) 内閣府の選定及び表彰

各都道府県・指定都市から推薦された作品は、内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当する者（内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当するものが置かれていないときは、内閣官房長官。）が、心の輪を広げる体験作文については、4部門ごとにそれぞれ最優秀賞1編、優秀賞3編及び佳作5編以内を選定する。また、障がい者週間のポスターについては、2部門ごとにそれぞれ最優秀賞1点、優秀賞1点及び佳作5点以内を選定する。

最優秀賞受賞者及び優秀賞受賞者に対しては、それぞれ内閣総理大臣又は担当大臣からの賞状及び表彰楯が、佳作受賞者に対しては表彰楯が贈られる。

7 その他

- (1) 応募作品について、原則として返却しないが、令和3年3月31日（水）までに希望があれば応募者の負担により返却する。
- (2) 最優秀賞及び優秀賞の作品（氏名等含む）については、公表することを前提とし、作品集を作成するほか、啓発広報に使用することがある。
- (3) 入賞作品の著作権は、内閣府及び大阪府に帰属するものとする。
- (4) 入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。
- (5) 作品の応募にあたり、他者の作品や他の公表物等の模倣、流用、盗用等の不正が発覚した場合は、事後に入賞等を取り消すことがある。

8 応募先及び事務局

〒540-8570 大阪市中央区大手前3丁目2番12号

大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 権利擁護グループ

TEL 06-6941-0351（内線 2481）

FAX 06-6942-7215

E-mail shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp（作文のみ電子メール受付可）

HPアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-info/r2sakibunposuta.html>

「心の輪を広げる体験作文」応募方法〔個人で応募される場合〕

原稿用紙必要事項記入方法

<原稿用紙の裏面>

原稿用紙裏面の右下部分に
必要事項を直接記入。
(黒エンピツ又は黒ボールペン)

- ① 題
- ② 氏名 (ふりがな)
- ③ 作者の住所・電話番号
- ④ 年齢
- ⑤ 職業又は学校名及び学年
- ⑥ 性別
- ⑦ 障がいの有無

「心の輪を広げる体験作文」応募方法〔学校・団体等でとりまとめて一括応募される場合〕

原稿用紙必要事項記入方法

＜原稿用紙の裏面＞

原稿用紙裏面の右下部分に
必要事項を直接記入。
(黒エンピツ又は黒ボールペン)

① 題
② 氏名 (ふりがな)
③ 学年
④ 作者の住所
⑤ 性別
⑥ 障がいの有無

応募作文一覧表

学校名 (団体名)	
学年・組 (クラス)	
学校 (団体) 住所	
学校 (団体) 電話番号	
学校 (団体) F A X 番号	
取りまとめ担当者名 (ふりがな)	

※取りまとめは、学級 (クラス) 単位でお願いします。

No.	氏名	ふりがな	題名	性別	障がいの有無
(記入例)	大阪 花子	おおさか はなこ	レッツトライ	女性	無
1					
2					
3					
4					
5					

「障がい者週間のポスター」応募方法〔個人で応募される場合〕

ポスター必要事項記入方法

<ポスターの裏面>

ポスター裏面の右下部分に
必要事項を直接記入。
(黒エンピツ又は黒ボールペン)

- ① 題
- ② 氏名 (ふりがな)
- ③ 作者の住所・電話番号
- ④ 年齢
- ⑤ 学校名及び学年
- ⑥ 性別
- ⑦ 障がいの有無

「障がい者週間のポスター」応募方法〔学校・団体等でとりまとめて一括応募される場合〕

ポスター必要事項記入方法

＜ポスターの裏面＞

ポスター裏面の右下部分に
必要事項を直接記入。
(黒エンピツ又は黒ボールペン)

① 題
② 氏名 (ふりがな)
③ 学年
④ 作者の住所
⑤ 性別
⑥ 障がいの有無

応募ポスター一覧表

学校名 (団体名)	
学年・組 (クラス)	
学校 (団体) 住所	
学校 (団体) 電話番号	
学校 (団体) F A X 番号	
取りまとめ担当者名 (ふりがな)	

※取りまとめは、学級 (クラス) 単位でお願いします。

No.	氏 名	ふりがな	題 名	性別	障がいの有無
(記入例)	大阪 花子	おおさか はなこ	レッツトライ	女性	無
1					
2					
3					
4					
5					

令和
2年度

心の輪を広げる体験 作文 & 障がい者週間のポスターを大募集!

作文

○テーマ

「出会い、ふれあい、心の輪
～障がいのある人とない人との心のふれあい体験を広げよう～」
題は自由とし、障がいのある人とない人との心のふれあい体験をつづったものとします。

○募集の区分など

- ・小学生部門・・・・・・400字詰め原稿用紙2～4枚
- ・中学生部門・・・・・・〃
- ・高校生部門・・・・・・400字詰め原稿用紙4～6枚
- ・一般部門・・・・・・〃

※用紙は原則として400字詰め原稿用紙（B4判縦書き）を使用してください。

点字や電子メールでの
応募も可能です。

ポスター

○テーマ

「障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して
生活できる社会の実現」

○募集の区分など

- ・小学生部門 } 画用紙サイズB3、
- ・中学生部門 } または画用紙四つ切りサイズ

標語その他の文字は入れないでください。

作品は縦長のみです。



令和元年度最優秀作品
(小学生部門)

応募作品の選定と表彰について

作文・ポスターの部門ごとに入賞作品を選びます。入賞者には知事からの賞状に加え、副賞を贈呈します。

さらに最優秀作品は大阪府推薦作品として内閣府へ送付します。

副賞（予定）

- 最優秀賞（1点）図書カード5千円相当
- 優秀賞（2点以内）図書カード3千円相当
- 佳作（3点以内）記念品

応募資格

大阪府内に
お住まいの方

※大阪市・堺市にお住まいの方は、各市役所（裏面参照）へ応募ください。

〈応募と問い合わせ先〉

大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 権利擁護グループ
〒540-8570 大阪市中央区大手前3丁目2番12号
TEL: 06-6941-0351 (内線2481) FAX: 06-6942-7215
E-mail: shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp (作文のみ受付可)

9/4
締切

詳しくは裏面へ

協賛



積水ハウス株式会社

協力



作文のご応募について

○個人で応募される場合

原稿用紙（1枚目）の裏面（右下部分）に、下記の必要事項を記入してください。

- ①題、②氏名（ふりがな）、③作者の住所と電話番号、④年齢、⑤職業又は学校名及び学年、⑥性別、⑦障がいの有無

※電子メールで応募の際は、上記事項をメールにご記入下さい。

○学校・団体等でとりまとめて一括応募される場合

各自の原稿用紙（1枚目）の裏面（右下部分）に、下記の必要事項を記入してください。

- ①題、②氏名（ふりがな）、③学年、④作者の住所、⑤性別、⑥障がいの有無

学級（クラス）単位で、各自の作品を取りまとめていただき、応募作文一覧表（※様式あり）を添付してください。

※応募作文一覧表（様式）は、大阪府障がい福祉室のホームページから入手できます。

ポスターのご応募について

○彩色及び画材は自由

標語その他の文字は入れないでください。

また、ポスターは絶対に折り曲げないでください。また、必ず縦様式（縦長）でご応募ください。

○個人で応募される場合

ポスターの裏面（右下部分）に、下記の必要事項を記入してください。

- ①題、②氏名（ふりがな）、③作者の住所と電話番号、④年齢、⑤学校名及び学年、⑥性別、⑦障がいの有無

○学校・団体等でとりまとめて一括応募される場合

各自のポスターの裏面（右下部分）に、下記の必要事項を記入してください。

- ①題、②氏名（ふりがな）、③学年、④作者の住所、⑤性別、⑥障がいの有無

学級（クラス）単位で、各自の作品を取りまとめていただき、応募ポスター一覧表（※様式あり）を添付してください。

※応募ポスター一覧表（様式）は、大阪府障がい福祉室のホームページから入手できます。

選定及び表彰等

<大阪府の選定及び表彰>

○応募作品を大阪府に設ける審査委員会で審査します。

○作文については、4部門ごとにそれぞれ最優秀賞1編、優秀賞2編以内、佳作3編以内を選定します。

ポスターについては、2部門ごとにそれぞれ最優秀賞1点、優秀賞2点以内、佳作3点以内を選定します。

○入賞者に対し、賞状及び副賞を贈呈します。また、最優秀作品は、大阪府推薦作品として内閣府政策統括官（共生社会政策担当）へ送付します。

<内閣府の選定及び表彰>

○各都道府県・指定都市から推薦された作品は、内閣府において、作文については、4部門ごとにそれぞれ最優秀賞1編、優秀賞3編、佳作5編以内を選定します。ポスターについては、2部門ごとにそれぞれ最優秀賞1点、優秀賞1点、佳作5点以内を選定します。

○最優秀賞受賞者及び優秀賞受賞者に対しては、それぞれ内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣からの賞状及び表彰楯が、佳作受賞者に対しては表彰楯が贈られます。

その他

○未発表の作品（本事業応募のために執筆・作成した作品）に限ります。

○応募作品について、原則として返却しませんが、令和3年3月31日（水）までに希望があれば応募者の送料負担により返却します。

○最優秀賞及び優秀賞の作品（氏名等含む）は、公表することを前提とし、作品集を作成するほか、啓発広報に使用することがあります。

○入賞作品の著作権は、内閣府及び大阪府に帰属するものとします。

○入賞作品の使用、編集等の際に、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。

○大阪市にお住まいの方は、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

（〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 電話：06-6208-8072 FAX：06-6202-6962）へ、

堺市にお住まいの方は、堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課

（〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1 電話：072-228-7818 FAX：072-228-8918）へ

応募してください。

※児童生徒の方で、居住地と学校の所在地が異なる場合はどちらでも構いません。

<応募方法等について、下記のホームページで詳しく紹介しています。>

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課「障がい福祉行政情報」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-info/index.html>

体験作文

毎年12月3日から9日までは「障害者週間」です。

「障害者週間」は、障害のある人があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により設けられているものです。この期間を中心に、障害や障害のある人に対する関心や理解を深めるための様々な取組が全国各地で実施されます。

内閣府では、「障害者週間」の取組の一つとして、都道府県・指定都市と共催して「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」を募集しています。

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら生きることのできる「共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する身近な体験や自分の思いを作文や絵にして応募してみませんか。

詳しい応募方法については、お住まいの都道府県・指定都市の担当窓口（裏面）にお問い合わせください。

令和2年度

作 品 募 集

さくぶんぼしゅう

ポスター



令和元年度「障害者週間のポスター」
小学生区分 最優秀賞（内閣総理大臣賞）
「力を合わせて辛せに」
宮城県 大崎市立鹿島台小学校3年
鈴木 凌巖 さんの作品

心の輪を広げる 体験作文

募集テーマ 出会い、ふれあい、心の輪
—障害のある人とない人との心の
ふれあい体験を広げよう—

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格 小学生以上
※小学生以上であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

- 応募方法**
- ①応募は、「小学生区分」、「中学生区分」、「高校生区分」及び「一般区分」のいずれかとし、未発表の作品1編に限ります。
 - ②作文の内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとします。
 - ③作文は、原則として400字詰原稿用紙（B4判またはA4版縦書き）を使用し、「小学生区分」及び「中学生区分」については2～4枚程度、「高校生区分」及び「一般区分」については4～6枚程度とします。
 - ④パソコン等の電子機器による作成も可とします。
※用紙は③に準じるものとします。
 - ⑤第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。
 - ⑥応募作品には、題名（作品のタイトル）、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、職業又は学校名（学年）、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

障害者週間の ポスター

募集テーマ 障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して
安全に安心して生活できる社会の実現

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格 小学生及び中学生
※小学生及び中学生であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

- 応募方法**
- ①応募は、「小学生区分」及び「中学生区分」のいずれかとし、未発表の作品1点に限ります。
 - ②ポスターの内容は、障害のある人に対する理解促進に資するものとし、障害のある人とない人の相互理解・交流等を表現したものとします。
※作品中に標語や文字は入れないでください。
※既に公表されている作品や写真等は、真料や素材として使用しないでください。
 - ③ポスターの規格は、画用紙のB3判（横364mm×縦515mm）又はいわゆる四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判又は四つ切りの大きさの台紙に貼付してください。なお、内閣府が「障害者週間」の広報用ポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置（縦長）のみとします。彩色画材は、自由です。
 - ④第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。
 - ⑤応募作品には、題名（作品のタイトル）、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、学校名（学年）、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

その他 最優秀賞に選定した作品1点は、内閣府が作成する「障害者週間」の広報用ポスターの原画として使用する予定です。

● 募集期間



内閣府

内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.htm>

御応募・お問合せは、各都道府県・指定都市担当窓口までお願いいたします。

表彰

- ① 都道府県又は指定都市から推薦された作品は、「作文」については、区分ごとに最優秀賞1編、優秀賞3編及び佳作5編以内を選定し、「ポスター」については、区分ごとに最優秀賞1点、優秀賞1点及び佳作5点以内を選定します。
- ② 最優秀賞受賞者に対しては内閣総理大臣から、優秀賞受賞者に対しては内閣府特命担当大臣から、それぞれ賞状及び表彰楯を贈呈します。佳作受賞者に対しては、表彰楯を贈呈します。
- ③ より多くの方に受賞の機会を設けるため、「作文」及び「ポスター」のいずれにおいても、過去を通して入賞は一度限りとし、(応募を妨げるものではありません。)

入賞作品の活用等

- ① 入賞作品は、全国的な啓発広報に活用します。
- ② 内閣府に推薦のあった作品の著作権は、内閣府に帰属します。
- ③ 個人情報連絡等のみを使用しますが、内閣府に推薦のあった作品の応募者の氏名、学校名、学年又は年齢等については、広報や作品集等に使用・掲載することがあります。

主催

内閣府並びに都道府県及び指定都市

問合せ先

各都道府県・指定都市の担当窓口（以下一覧）又は、令和2年度「障害者週間」関連事業事務局
〒110-0016 東京都台東区台東4-27-5 秀和御徒町ビル8F 株式会社イベント&コンベンションハウス内
電話：03-3831-2607 FAX：03-5807-3019 Email：s-syukan@ech.co.jp

令和2年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 都道府県・指定都市担当窓口一覧

都道府県・指定都市名	担当窓口	電話番号
北海道	保健福祉部福祉障がい者保健福祉課	011-204-5277
青森県	健康福祉部障害福祉課	017-734-9307
岩手県	保健福祉部障がい保健福祉課	019-629-5448
宮城県	保健福祉部障害福祉課	022-211-2538
秋田県	健康福祉部障害福祉課	018-860-1331
山形県	健康福祉部障がい福祉課	023-630-2293
福島県	保健福祉部障がい福祉課	024-521-7170
茨城県	保健福祉部障害福祉課	029-301-3357
栃木県	保健福祉部障害福祉課	028-623-3490
群馬県	健康福祉部障害政策課	027-226-2634
埼玉県	福祉部障害者福祉推進課	048-830-3310
千葉県	健康福祉部障害者福祉推進課	043-223-2338
東京都	福祉保健局障害者施策推進部計画課	03-5320-4143
神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	045-210-4709
新潟県	福祉保健部障害福祉課	025-280-5212
富山県	厚生部障害福祉課	076-444-3211
石川県	健康福祉部障害保健福祉課	076-225-1426
福井県	健康福祉部障がい福祉課	0776-20-0338
山梨県	福祉保健部障害福祉課	055-223-1460
長野県	健康福祉部障がい者支援課	026-235-7103
岐阜県	健康福祉部障害福祉課	058-272-8309
静岡県	健康福祉部障害者政策課	054-221-2328
愛知県	福祉局福祉部障害福祉課	052-954-6294
三重県	子ども・福祉部障がい福祉課	059-224-2274
滋賀県	健康医療福祉部障害福祉課	077-528-3541
京都府	健康福祉部障害者支援課	075-414-4601
大阪府	福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課	06-6944-2362
兵庫県	健康福祉部障害福祉局障害福祉課障害政策班	078-362-9105
奈良県	福祉医療部障害福祉課	0742-27-8922
和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課	073-441-2532
鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	0857-26-7679
島根県	健康福祉部障がい福祉課	0852-22-6009
岡山県	保健福祉部障害福祉課	086-226-7343
広島県	健康福祉局障害者支援課	082-513-3155

都道府県・指定都市名	担当窓口	電話番号
山口県	健康福祉部障害者支援課	083-933-2763
徳島県	保健福祉部障がい福祉課	088-621-2237
香川県	健康福祉部障害福祉課	087-832-3292
愛媛県	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課	089-912-2423
高知県	地域福祉部障害福祉課	088-823-9633
福岡県	福祉労働部障がい福祉課	092-643-3264
佐賀県	健康福祉部障害福祉課	0952-25-7401
長崎県	福祉保健部障害福祉課	095-895-2451
熊本県	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	096-333-2235
大分県	福祉保健部障害者社会参加推進室	097-506-2725
宮崎県	福祉保健部障がい福祉課	0985-32-4468
鹿児島県	くらし保健福祉部障害福祉課	099-286-2751
沖縄県	子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190
札幌市	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	011-211-2936
仙台市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	022-214-8151
さいたま市	保健福祉局福祉部障害政策課	048-829-1306
千葉市	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課	043-245-5175
横浜市	健康福祉局障害福祉部障害者施策推進課	045-671-4133
川崎市	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課	044-200-2928
相模原市	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課	042-707-7055
新潟市	福祉部障がい福祉課	025-226-1248
静岡市	保健福祉局長寿局健康福祉部障害福祉企画課	054-221-1197
浜松市	健康福祉部障害保健福祉課	053-457-2864
名古屋市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	052-972-2585
京都市	保健福祉局障害保健福祉推進室	075-222-4161
大阪市	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	06-6208-8071
堺市	健康福祉局障害福祉部障害者施策推進課	072-228-7818
神戸市	福祉局障害福祉課	078-322-6579
岡山市	保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課	086-803-1236
広島市	健康福祉局障害福祉部障害福祉課	082-504-2147
北九州市	保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課	093-582-2453
福岡市	保健福祉局障がい者部障がい者支援課	092-711-4985
熊本市	健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課	096-328-2519